

# かけはし

K A K E H A S H I

今号裏面は、『大規模災害に備えて外部バッテリーや発動発電機を所有していますか？』です



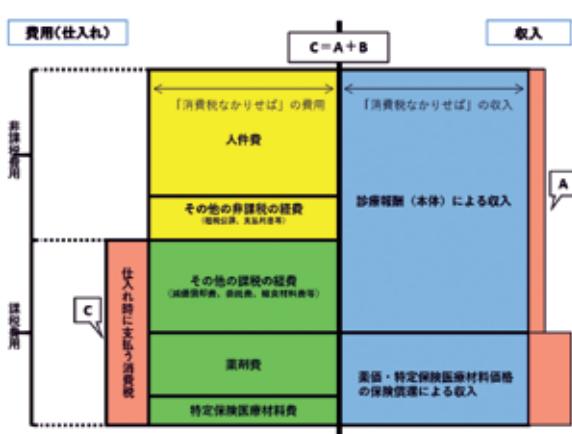
医療福祉支援センター長  
小林 利彦

## 診療報酬と消費増税

2019年10月1日に消費税が8%から10%に上がりました。食料品に関しては、家に持ち帰る場合とその場で飲食する場合とで軽減税率に違いがあることで社会問題化していますが、医療費への影響等に関しては十分認識されていないように感じます。そもそも、消費税は事業者への負担を安易に求めるものではなく、商品やサービスの最終的な消費者が税を負担するという構造になっています。すなわち、事業者が材料等の購入にあたり支払った消費税と最終消費者に求めた消費税の差額分を支払う（または還元される）仕組みになっています。しかし、医療費（診療報酬）に関しては、公的医療保険でカバーされ「非課税取引」であることがこれまでの原則となっており、医療機関は医薬品や医療材料等の購入時に消費税を負担してはいるものの、診察後の会計では消費税を請求することが許されていません。結果的に、医薬品や医療材料等の購入時に負担した消費税や高額医療機器等のメンテナンス費用に関わる消費税が医療機関の持ち出しになっているのが現状です。

そのような背景のもと、これまででは、消費税の持ち出し分に対して「初診料」や「再診料」への上乗せや検査料等の増額によって若干の配慮がなされていました。患者さんを含む一般国民にしてみると、医療費がこれまで非課税であったことすら十分認識されていないように思われますが、会計の際に受け取る自身の「診療明細書」をよく見れば、今回、そこに記された初診料や再診料等が若干増えていることに気づくはずです。実際には、初診料は282点から6点（60円）アップしており、再診料は72点から1点（10円）増えています。そもそも、医療費の収入と費用の仕組みは以下の図のようになっています。費用（仕入れ）に関しては、医療機関の50%前後を占める人件費には消費税がかかりませんが、医薬品や医療材料等の仕入れ分（C）には消費税負担が生じます。それに対して、国は保険償還できる薬価等での価額調整を行っている（B）ほか、医薬品や医療材料等以

外の消費税負担に関しては、先に述べた初診料や入院基本料などに若干の上乗せを行うことで対応しています（A）。そういった面では、消費者である患者さんの費用負担は増えているわけですが、実際には、医薬品や医療材料等は薬価（保険請求できる償還価格）が多少減少するため、患者さんが負担する全体の医療費には驚くほどの影響が生じていないのが現実です。実際、患者さんの自己負担額は多くの場合3割負担（高齢者の多くは1割負担）であり、高額療養費制度があることも考えると、日本の保険医療システムの優れている点を改めて感じます。



厚生労働省の資料から

医療福祉支援センター長 小林利彦